

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第127号

知人から「**国の介護保険**で受けられる**介護サービス**には**限りがある**。入会時に**約100万円を一括**で納めておけば、それ以上の介護サービスが**必要になったとき、必要なだけ**受けることができる」など

と介護サー

ビスについての勧誘を受けた。納めた約100万円のうち、**いくらか**が紹介者である**知人に入り**、紹介によって**加入者を増やしてい**くらしい。説明時に見せられたパンフレットは回収されたので**詳細はわからない**。老後の保障は手厚いほうが心強いで、**倒産の心配**がなければ加入したいが、**大丈夫**だろうか。(60歳代 女性)



公的介護保険を 補ってくれる介護サービス?

ひとこと助言

契約は慎重にね



見守るくん

- 友人や知人から「加入しておけば、将来介護が必要になったとき公的介護保険とは別に必要なサービスが受けられる」と勧誘される介護サービスについての相談が寄せられています。
- 事例の他に、高額な入会金を支払った後、サービスを受ける前に退会を申し出たのに一切返金されないといった相談も寄せられています。
- たとえ知り合いからの勧めでも安易に応じず、契約前にサービスの具体的な内容や中途解約時の返金などについて十分に確認しましょう。よく分からぬ場合は契約しないといった慎重な対応が必要です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。